令和3年6月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年6月10日(木曜日) 13時49分~14時58分
- ·開催場所 人事委員会室
- ・出 席 者 (委 員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員 (事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹 森岡人事主幹 鶴澤係長 古賀係長 萩原主事

議事事項

1 令和3年5月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和3年6月定例県議会に提案される3件の条例(案)について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第 42 号議案 佐賀県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

行政手続における押印、対面規制の取扱いの見直しに伴い、服務の宣誓の実施方法を見直すため。

2 改正の内容

職員の服務の宣誓の際の署名及び対面作成を不要とすることとした。

(第2条関係)

宣誓書中の「印」を削除することとした。(別記関係)

3 施行期日

公布の日から施行

4 検討内容

本件改正案は、新たに職員となった者について、服務の宣誓の実施方法を見直すため、所要の改正を行うものである。

職員の服務の宣誓については、地方公務員法第31条の規定により、条例で定めるところにより行わなければならないこととされており、その実施方法は、もっ

ぱら条例の定めに委ねられている。

現在、国や各自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワークの推進とデジタル時代に向けた規制制度の見直しが進められているところである。

また、国家公務員については、「職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正」(令和3年4月1日施行)に伴い、「面前」及び「署名」に係る規定が削除され、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定されたところである。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと認められる。

乙第 43 号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

日当を廃止し、支給対象を明確化した旅行諸費を新設することにより、より旅行 実態に即した旅費制度とするとともに、旅費に関する事務の効率化を図る等のた め。

2 改正の内容

- (1)別に知事が定める旅行については、旅行命令権者が口頭により旅行命令を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更できることとした。(第4条関係)
- (2) 旅費の種類について、日当を廃止し、目的地内における移動に係る費用(以下「地域内交通費」という。)及び通信連絡に係る費用(以下「通信連絡費」という。)で構成する旅行諸費を新設することとした。(第6条関係)
- (3)職員以外の者が県の依頼に応じ旅行した場合に支給する旅費については、別に 知事が定める手続きにより支給することができることとした。(第12条関係)
- (4) 旅行諸費の支給要件及び額は以下のとおりとすることとした。(第 17 条、別表 第 1 関係)
 - ア 地域内交通費 公共交通機関を利用する旅行について以下の額を支給
 - (ア)佐賀県内の旅行の場合 1日につき550円(知事等は750円)
 - (イ)佐賀県外の旅行の場合 1日につき 1,100円(知事等は 1,500円)
 - イ 通信連絡費 公務上の必要により旅行中に通信連絡費を負担した場合に、1 日につき 100 円を支給
- (5)路程8キロメートル未満の近距離旅行においても通信連絡費を負担した場合は、旅行諸費(通信連絡費)を支給することとした。(第24条関係)
- (6)その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日 令和4年1月1日

4 検討内容

普通地方公共団体は、地方自治法第204条第1項において、常勤の職員並びに短時間勤務職員及び会計年度任用職員に対し旅費を支給しなければならないとされており、同条第3項において、旅費の額と支給方法は、条例で定めなければならないと

されている。

旅費は、旅行者に対して通常その旅行中の費用を補うための費用の弁償として支給される金銭であって、その本質は実費弁償であって、役務に対する対価たる給与とは性質を異にするものである。

今回の条例改正について

(1)日当見直しに伴う改正について

現在、日当は旅行日数に応じて定額を一律支給するが、これを廃止し、地域内交通費と通信連絡費で構成される支給対象を明確化した旅行諸費を新設するものである。また、近距離(路程8キロメートル未満)の旅行については旅費が支給されないが、通信連絡費を負担した場合には支給を可能とするものである。

これらは、職員に対し、より旅行実態に即した実費相当を弁償するものであると考えられる。

(2) 旅費事務の効率化に伴う改正について

現在、旅行命令権者が旅行命令等を発する場合等は、旅行命令簿等により行わなければならないとされているが、別に知事が定める旅行については口頭による旅行命令等を発する等を可能とするものである。また、現在、旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、会計管理者等に提出しなければならないが、職員以外の者が県の依頼に応じ旅行した場合に支給する旅費については、別に知事が定める手続により旅費を支給することを可能とするものである。

これらは、旅費事務の効率化を図り、公務の円滑な運営に資するものと考えられる。

以上のことから、異議ないものと考えられる。

乙第46号議案 佐賀県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び佐賀県警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

行政手続における押印、対面規制の取扱いの見直しに伴い、新たに職員になった 者の服務の宣誓の実施方法を見直すため。

2 改正の内容

職員の服務の宣誓の際の署名及び対面作成を不要とすることとした。(第2条関係)

3 施行期日

公布の日から施行

4 検討内容

本件改正案は、新たに職員となった者について、服務の宣誓の実施方法を見直す

ため、所要の改正を行うものである。

職員の服務の宣誓については、地方公務員法第31条の規定により、条例で定めるところにより行わなければならないこととされており、その実施方法は、もっぱら条例の定めに委ねられている。

現在、国や各自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワークの推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しが進められているところである。

また、国家公務員については、「職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正」(令和3年4月1日施行)に伴い、「面前」及び「署名」に係る規定が削除され、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定されたところである。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと認められる。

3 令和3年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要網 について

概要について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 試験区分及び採用予定者数
- (1)短期大学卒業程度

臨床検査技師(1名程度)

生活指導員(8名程度)

計9名程度

(2)高等学校卒業程度

行政(10名程度)、教育行政(2名程度)、警察事務(4名程度)、

電気(1名程度)、土木(4名程度)、農業(4名程度)、

農業土木(3名程度)、 林業(1名程度)

計29名程度

- 2 受験資格
- (1)短期大学卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

- ア 平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- イ 臨床検査技師は臨床検査技師免許の取得者又は令和4年8月31日までに免 許取得見込みの者
- ウ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者
- (2)高等学校卒業程度

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。ただし、学校 教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月まで に卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は除 <.

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない 者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者 について行う。

(1)短期大学卒業程度

ア 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。

(ア)教養試験

5 肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は 5 0 問で、 8 0 点満点とし、時間は 2 時間 3 0 分とする。なお、点字試験の場合は 3 時間 4 5 分とする。

(イ)専門試験

5 肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は短期大学卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ)第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和3年10月8日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

(ア)論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

(イ)面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

(2)高等学校卒業程度

ア 第1次試験

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、電気、土木、農業、農業土木及び林業については教養試験及び専門試験を行う。

(ア)教養試験

5 肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は50間で、行政、教育行政及び警察事務の試験区分については200点満点、電気、土木、農業、農業土木及び林業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

(イ)専門試験

5 肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

(ウ)第1次試験合格者の決定

行政、教育行政及び警察事務の試験区分については教養試験、電気、土木、 農業、農業土木、林業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和3年10月8日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

(ア)作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。なお、点字試験の場合は1時間30分とする。

(イ)面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和3年11月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込の受付を行う。

7 受付期間

(1)インターネット申込

令和3年8月2日(月)9時から8月20日(金)17時までに県のサーバーに 到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

令和3年8月2日(月)から8月20日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(3)郵送による申込

令和3年8月2日(月)から8月20日(金)までとする。ただし、8月20日

(金)の消印があるものまで有効とする。

- 8 試験の期日及び場所
- (1)第1次試験 令和3年9月26日(日) 佐賀大学本庄キャンパス
- (2)第2次試験 令和3年10月中旬~下旬 県庁新館会議室ほか
- 9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

報告事項

1 職務に専念する義務の免除の承認について

佐賀県知事等から職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号に係る職務に専念する義務の免除の申請があり、佐賀県人事委員会の権限の一部を局長に委任する規則第2条第3号に基づき承認を行ったことについて、事務局から概要を報告した。

2 令和3年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について

令和3年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について、事務局から報告した。

3 懲戒処分について

令和3年6月4日付けで佐賀警察本部長が行った懲戒処分について、事務局から報告 した。

その他

1 行事予定について